

軽度者の福祉用具貸与に係るフローチャート

軽度者(要支援・要介護1の者。自動排泄処理装置の場合は要介護2、要介護3も含む)であり、福祉用具貸与を必要としている。

はい

種目	状態像	認定(基本情報)調査 結果
直近の要介護認定の調査結果が、例外的に貸与が認められる下記の状態のいずれかに当てはまる。		
ア 車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者	
	(1)日常的に歩行が困難な者 (2)日常生活範囲における移動の支援が特に必要と考えられる者	基本調査1-7が、「3.できない」 【※1】下記の注意書き参照
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者	
	(1)日常的に起きあがり困難な者 (2)日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-4が、「3.できない」 基本調査1-3が、「3.できない」
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3が、「3.できない」
エ 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者	
	(1)意見の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 (2)移動において全介助を必要としない者	基本調査3-1が、「1.調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査3-2～基本調査3-7のいずれかが、「2.できない」 又は 基本調査3-8～基本調査4-15のいずれかが、「1.ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。 基本調査2-2が、「4.全介助」以外
オ 移動用リフト(つり具の部分を除く。)	次のいずれかに該当する者	
	(1)日常的に立ち上がりが困難な者 (2)移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 (3)生活環境において段差の解消が必要と認められる者	基本調査1-8が、「3.できない」 基本調査2-1が、「3.一部介助」又は「4.全介助」 【※1】下記の注意書き参照
カ 自動排泄処理装置【※2】	次のいずれにも該当する者	
	(1)排便が全介助を必要とする者 (2)移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-6が、「4.全介助」 基本調査2-1が、「4.全介助」

はい

いいえ

次のいずれかに該当する旨が医学的な所見に基づき判断され、かつサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨判断されている。	
i	疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に第23号告示第21号のイ(上表 状態像)に該当する者(例:パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象)
ii	疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに第23号告示第21号のイ(上表 状態像)に該当するに至ることが確実に見込まれる者(例:がん末期の急速な状態悪化)
iii	疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から第23号告示第21号のイ(上表 状態像)に該当すると判断できる者(例:ぜんそく発作等による呼吸不善、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)

はい

いいえ

市へ 例外給付の確認書類 を提出 ○軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付について(報告書) <添付書類> 要支援認定者…介護予防サービス・支援計画書及び介護予防支援経過記録 要介護認定者…居宅サービス計画書(1)、(2)、居宅介護支援経過 ※いずれも主治医の判断を確認した記録(担当医、確認日、判断理由)があること。

はい

いいえ

福祉用具貸与の算定可

福祉用具貸与の算定不可

【※1】アの(2)「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及びオの(3)「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、該当する基本調査結果がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより**指定居宅介護支援事業者**または**指定介護予防支援事業者**が判断する。なお、この判断の見直しについては、居宅サービス計画または介護予防サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度(必要に応じて随時)で行う。

【※2】カの「自動排泄処理装置」については、要介護3以下の者が確認対象となる。ただし、尿のみを自動的に吸引する機能のものについては、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより**指定居宅介護支援事業者**または**指定介護予防支援事業者**が判断する。(以下、上記に同じ)